



# アウトドアフェス 出展申込書

出展規定を了承し、下記のとおり申し込みます。

申込日 年 月 日

## (1) 出展者

会社名	フリガナ	(所属者) 代表者 長	役職
			氏名
出展表記名	※会社名以外での表記をご希望の場合にご記入ください。		
担当部署所在地	フリガナ	TEL	
	〒	FAX	
担当部署		担当者役職	担当者氏名
担当者E-mail		担当者携帯	
公式HP	※ホームページでリンクを張ります。		
営業品目			

## (2) 小間申込

キャンプ場	1小間 幅2m×奥行2m 50,000円（税別） ※テント付	小間	円（税抜）
-------	--------------------------------------	----	-------

※出展申込締切 2020年12月14日（月） 満小間になり次第、締め切ります。

出展はキャンプ場運営者が対象で1出展者1小間に限ります。

※「東の広場」会場内に車の乗り入れはできません。パンフレット等のお荷物は留置き駐車場から台車でお運びください。

東の広場内で台車を使う場合は必ず会場に敷かれているゴムマットの上でご使用ください。

※自転車・自転車関連の出展、飲食の販売、試食・試飲はできません。

※雨天決行ですが、荒天などによりイベントが中止となった場合、出展料金の返金は致しません。

※上記を含め注意事項は出展規定をご確認ください。

## (3) 出展情報

出展物	(品名・特色)
ロゴデータ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※ロゴデータをお持ちの方は出展申込後にお送りする受領証に記載しているアドレスまでデータをお送りください

出展規定をよくお読みの上、押印して下さい。

上記及び出展のご案内に記載の出展規定に同意し、厳守致します。

※主催者が受領書をお送りした時点で申込み受付とします。

※出展申込書の記入が不備な場合、お申し込みを受け付けられないこともあります。

※出展物の内容が展示会の趣旨にふさわしくないと事務局が判断した場合、

お申し込みをお断りすることがあります。

※共同出展については表記する企業名は必ず共同出展者のうちの1つに

統一してください。

※支払期日を過ぎてお支払がない場合は出展資格を失う場合があります。

※出展申込み後のキャンセルは原則として出来ません。

※万一同出展者の都合によりキャンセルがあった場合は規定のキャンセル料を

いただきます。

※出展申込書をFAXされた後は、アウトドアフェス運営事務局まで確認のお電話

をお願い致します。TEL:06-6947-1912

社印

取扱代理店

事務局記載欄

# 【出 展 規 定】

## 1. 出展申込方法

出展希望者は出展申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上、事務局宛にFAX、メールまたは郵送で提出してください。

出展申込書送付先

アウトドアフェス事務局 〒540-8519 大阪市中央区大手前1-2-18 テレビ大阪内

電話 06-6947-1912 FAX 06-6947-1941 メール outdoor@tv-osaka.jp

## 2. 共同出展者の取り扱い

2つ以上の企業・団体が共同出展をする場合は原則として1つの企業・団体が代表して出展申込を行い、出展料金などの請求をはじめとする事務局からの連絡は、すべて代表申込者の実務担当者に行うものとします。また、表記する企業名は、必ず共同出展者のうちの1つに統一してください。

なお、ブランドは小間数に応じて複数表記することも可能です。

(1小間につき1ブランド掲出が可能です。例 2小間の場合 1社名・2ブランド)

## 3. 出展申込の契約

出展申込者(以下、出展者)が事務局の定める手続きを行い、出展申込(出展申込書の郵送、FAX、メール送信などの手段により提出)を事務局が受領し、事務局から受領書をお送りした時点で出展申込の契約成立とします。ただし、その出展申込者が出展資格を持たない、また出展申込内容がイベント開催趣旨・目的に沿わないなどの場合、事務局の判断で出展申込を拒否することがあります。その場合、事務局から受領書をお送りすることはありません。

## 4. 出展申込締切

2020年12月14日(月)ただし、左記締切以前であっても、出展申込が満小間になり次第、申し込みを締め切ります。

## 5. 出展料金の支払い方法

事務局が出展申込書を受領後、出展料金の請求書を送付しますので、2021年1月15日(金)までに消費税込の合計金額を指定口座まで振り込むものとします。出展料金を期日までに支払わない場合は、出展申込を取り消しとする場合があります。

なお、出展料金を含め、本イベントに関するすべての請求にかかる振込手数料は、出展者が負担するものとします。

## 6. 出展申込の解約

6-1 出展申込契約成立後に、申込の解約または申込内容の変更(申込小間数の削減など)は原則として認められません。やむを得ず、申込の解約または申込内容の変更を行う場合は、その理由などを明記した文書を事務局に提出し、承諾を得た場合に認められるものとします。

6-2 出展申込締切日の翌日(2020年12月15日)以降、やむを得ず出展申込の解約を行う場合には、下記要領に従って、解約料金を申し受けるものとします。

書面による解約および変更通知を受領した日	解約料
2020年12月15日から12月31日までの間	0円
2021年1月1日以降	申し込んだ出展料金(消費税込合計金額)の全額

6-3 解約料金は、解約決定後、直ちに支払うものとします。

## 7. 主催者による出展申込契約の取り消し

7-1 主催者は、出展者が下記の場合に該当するとき、出展申込の契約を取り消すことができます。

- ①出展者および共同出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋など(以下、総称として「反社会的勢力」と判明した場合)
- ②出展内容がイベント開催趣旨・目的に沿わない場合など
- ③その他、出展が著しく不相当と認められる場合など

7-2 前項にて出展申込契約が取り消された場合でも、出展者は事務局に出展料金(消費税込合計金額)を支払い、割り当てていた出展小間は、事務局によって適切な方法で使用できるものとします。

## 8. 出展小間位置の決定

出展小間位置の割り当ては、出展申込の順番や小間数、展示内容、出展実績、会場の構成等を勘案した上で主催者にて決定するものとします。

また、主催者は、展示効果向上や来場者動線、消防等関係法令などと照合し、円滑かつ安全な運営上必要と判断した場合には、出展小間位置を変更する場合があります。出展者は小間の割当について、苦情や出展取消等を申し出ることはできません。

## 9. 小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互において交換などを行うことはできません。

## 10. 出展小間の引き渡し・原状回復

屋外での出展となるため、出展者はテントをご用意いただくか、レンタル備品をお申込みください。お渡しする小間の外へはみ出してプロモーションを行うことはできません。会場内の安全確保のため徹底をお願いします。出展者は、事務局が指定する日時までに完全に原状回復し、スペースを引き渡してください。回復が十分ではなく、または期間内に回復を行わず事務局がこれを代わりに実施した場合、その回復に要した費用は当該出展者の負担となり、後日実費請求いたします。

## 11. 出展物および展示装飾等に関する規制

11-1 主催者は、出展者が出展申込書の出展内容欄に記載した内容、または、出展小間に設置された展示物や装飾物等について、イベント開催趣旨・目的に沿わないと判断した場合、それらを出展者に撤去させたり、出展を拒否できるものとします。なお、その場合、主催者は、撤去費用の負担や出展料金の返金について、一切の責任を負いません。

11-2 展示装飾・宣伝方法などについて、近隣小間の出展者から苦情が出た時など、主催者がイベントを運営する立場からその内容を変更する必要があると判断した場合、該当する出展者はその内容を変更しなければなりません。また、その場合に発生する費用等は変更を要請された出展者が負担するものとします。

## 12. 展示物等の管理と免責

出展者は、搬入から会期、搬出の全期間中、責任をもって出展スペース内に常駐し、展示物の保護、維持管理や来場者への対応にあたるものとします。主催者は警備員を配置するなどして会場全体の管理・保全にあたりますが、出展小間に設置されている展示物等への天災、不可抗力、盗難、紛失などの原因により生じる損失または損害について、その責任を負わないものとします。

## 13. 損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意、その他の理由により、イベント会場設備または建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は保険に加入するなど、十分な対策を講じてください。特に、芝生の会場内に車を乗り入れる搬入搬出時は、芝生保護マット上でしか車の走行はできません。出展者自身または出展者指定の業者などの代理人は出展マニュアル記載の搬入搬出ルールなどを遵守してください。もしマニュアルなどに記載のルールを逸脱し違反等あった場合、主催者は退去・撤去を命じることができます。また、出展者または出展者指定の業者などの代理人が、会場の芝生などに損害等を与えた場合、その賠償責任は当該の出展者が負うものとします。

## 14. イベント開催の変更・中止

会期中、台風・荒天、感染症等、主催者が中止せざるを得ないと判断した場合、やむなくイベントを中止することがあります。その場合、出展料金は返金致しません。

特に、吹田市に暴風の警報が出ている場合、または台風などの接近により暴風警報が出る可能性が高い場合、公園の規則上、臨時休園となります。警報が解除された後も、公園職員が立ち入り不可と判断した場合、本イベントの開催を中止とすることがあります。

その場合も、出展料は返金致しません。また、出展者が要した費用や損害についても主催者は一切責任を負いません。一方、会期前、天災地変等の不可抗力、感染症等、その他、主催者が管理できない事由が生じた場合、イベント規模の縮小、または開催を中止することがあります。中止の場合、主催者が開催準備のために要した費用、会場等の使用取り消し費用等を除き、残りの出店料を出店者へ返金致します。なお、新型コロナウイルス(COVID-19)を理由としてイベントを中止した際は既納出展料を全額返金します。

規模縮小で開催した場合、出店料は返金しません。なお、規模縮小・中止等の場合、出店者が要した費用や損害について、主催者は一切、責任を負いません。

## 15. 出展規定等の遵守

出展者は、主催者が定める出展規定や装飾規定、イベント運営方法(以下、規定等)を遵守し、他の出展者などの妨げにならないように展示を行わなければならないものとします。主催者は、規定等を違反した出展者に対して、その是正と、場合により撤去を命じることができるものとします。また、出展者は、会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項も遵守しなければなりません。

## 16. 所轄裁判所

本契約から生ずる権利事務についての争いが生じた場合、大阪地方裁判所を第一審所轄裁判所とします。